

平成25年度（第3回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年6月10日（月）

第3回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年6月10日(月)午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第10号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

1番	赤埴満夫	2番	岩谷吉啓	3番	岡田嘉治	4番	尾鷲壽夫
7番	小山喜行	8番	坂田莞爾	9番	阪田洋好	10番	地當博巳
11番	芝崎憲年	12番	杉本正幸	13番	鈴木利朗	14番	竹田敏明
15番	角 是明	16番	中峰 聖	18番	西 謙讓	19番	西 豊
20番	東地寧司	21番	平崎茂樹	22番	吉井孝夫		

欠席者

6番 吉川きり子 17番 中村省一

出席した職員

森嶋・松山

議長 ただいまから、平成25年度第3回の農業委員会定例会を始めます。
本日は会議終了後20分程勉強会を予定しておりますので、皆さんよろしく
お願いします。
本日欠席届の出ている委員は、6番の吉川委員の1名です。本日の会議
録署名委員は、13番の鈴木委員、14番の竹田委員を指名します。よろ
しくお願いします。
本日の議題は2件となっております。
それでは早速議題に入ります。議案第10号、農地法第2条の農地でな
い旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお
願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

芝崎委員 11番、芝崎です。

議長 11番、芝崎委員。

芝崎委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに
現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございま
せんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声がございませぬので、質疑を打ち切ります。それではお諮り
をします。本案については、原案通り承認することに異議ございませぬ
か。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。
議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といた
します。事務局、提案趣旨の説明をお願いいたします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

中峰委員 16番、中峰です。

議長 16番、中峰委員。

中峰委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。

(岡田会長からの補足説明)

皆さん事務局からの趣旨説明並びに現地調査員の報告、または私の補足説明について質問があればお願いします。

小山委員 はい。

議長 7番、小山委員。

小山委員 1080番1辺りなんですけど、以前この辺で申請があったときに、農業振興地域だったように記憶しているんですけど、農業振興地域の除外はしなくていいんですか。

議長 事務局。

事務局 農業振興地域内の農用地区域内かどうかというのは、調べてみないと分かりません。しかし農地から別の何かに転用する場合は除外の手続きが必要となってきますが、今回は農地を農地のまま利用するということですので、除外の手続きはいりません。

小山委員 はい、分かりました。

竹田委員 14番。

議長 14番、竹田委員。

竹田委員 かなり広大な土地となりますが、譲受人は何を耕作するつもりですか。

議長 事務局。

事務局 会長や中峰委員の報告にもありましたように、田としての利用はかなり難しいものがありまして、すべて畑としての利用になるということで申請があがってきています。野菜であるとかミカンであるとか、そういったことであります。

議長 他にございませんか。私の方からまた補足しておきます。今、竹田委員から質問のあったように、かなりの大きい面積です。譲受人は49歳で、母親と一緒に暮らしており、これに従事するための機材として、耕運機が1台と草刈り機が2台ということで申請書に書かれております。こういったことで果たして約7反の面積を耕作できるのかという疑問も持っております。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 一応本人からやりますということで申請があれば、1回目は認めざるを得ないのではないですか。許可して作っていないということになればまた次の段階になると思うんですが、やりますと言われたら、それ以上議論のしようがないのではないですか。

議長 事務局。

事務局 おっしゃられるように、やりますということで申請書があがってきているので、そのことに対して「本当にそうなのか」という念押しや制約もおかしいような気がするのですが、それに対してはそういう事でまず受け止める必要があるのかと思います。

西委員 18番。

議長 18番、西委員。

西 委 員 これは個人に対して、作るのか作らないのかということで問い詰めても仕方が無い事。ただ、生産計画をもらって、それに基づいて判断したら良いのではと思います。そういうのはもらっていないのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 頂いております。耕運機1台と草刈り機2台ということで、農機具に関しては果たしてこれで出来るのかという疑問は残るかと思いますが、営農計画書ということで提出してもらっており、野菜を作るということで提出されております。

角 委 員 15番。

議 長 15番、角委員。

角 委 員 水の確保はどうですか。

議 長 池がありましたが、そこが埋まってしまっており、田んぼとして取る水が無い状態です。

 以前に田並で非農地証明の案件がありました。現場へ行きますと、明日にでも耕作できるような状態でしたので、これはおかしいということで委員会で保留にしたことがあります。その後事務局と申請者が話しをして、翌月資材置場にしたいということで転用の申請が提出されました。委員会では初めて採決をして承認していったという経緯があります。

 今回のケースを考えると、田の部分については非農地証明ではどうかと思う訳です。非農地ということになれば農業委員会から切り離れていきますので、名義変更なり何なりできることになります。田以外の畑の部分についてももう1回出し直して頂いて、それから協議するという事はどうかと考えます。そういったやり方が果たして法的にどうなのかということも思いますが、別に良いのではと思うので、そういったことも含めて皆さんに御協議頂きたいと思います。

尾 鷲 委 員 4番。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾鷲委員 先程の報告の中で、現地も確認できないようなところがあるということでしたが、そういったところからみると一括購入という感じがします。全部を耕作することは現状難しいかもしれないが、耕作できる部分だけは耕作していくというような、現段階ではそういったことでも良いのではないかと。今までにおいても、とてもじゃないけど耕作できるようなところではないけども他の場所と一緒に引受けるということで承認してきた経緯があるので、今回のケースも一括購入という見方の中で認めていってはどうか。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 水田にはならないからといって農地ではないということでもない。畑作もできる。現況は色々かもしれないが、1回目はどうしてもしょうが無いように思う。荒れているところを耕作してくれるということだから、農業委員会としても非常に有難いことではないのかと思う。本当にやってくれるのかという心配はあるが。

議長 先程尾鷲委員から出た意見についてですが、過去にそういったことで認めてきたこともあります。それを乱発してはいかんとおもいますが。

過去に田原の案件で、現地に入っていけなかったが、所有者がアメリカへ行っているので名義変更をしておかないと、後々誰のものやら訳が分からなくなるということで、他の場所と一括して承認したことがありました。今回のケースが違っているのは、非常に面積が多く筆数も数あるということです。面積で区分するというのもおかしいわけですが。

坂田委員が言われるように、別に田にしなくても良い訳で畑でも良い。田であった以上床を張ってるんだと思いますので、床を抜いて水はけを良くしてということになります。付近の山林の木が覆いかぶさってきて日照権の問題もあります。

しばらく休憩をします。自由討議で皆さんに御協議をお願いします。

----- 約35分間休憩、自由討議 -----

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。休憩中に皆さんからたくさんの御意見を頂き、大変参考になりました。

ここで皆さんにお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案については原案通り承認可決することに決定いたしました。

以上で本日予定されていた議案は終了致しました。その他の項目も何もありませんので、本日の会議を閉会致します。どうも有難うございました。

14時45分 定例会終了

会議終了後、約20分間勉強会（和歌山県農業会議の平成25年度事業計画、他）を開催。

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員